

## ☆新年賀詞交歓会・講演会☆

まだまだ申込みを受付しております。皆様、是非ご参加ください。

講演会では、

“情熱が資本に変わる。クラウドファンディングの可能性！”

をテーマに

講師 株式会社 鯖や

代表取締役 右田 孝宣 氏

をお招きしご講演いただきます。

## 民法(債権関係)改正ポイントのご紹介！

後編①

### ☆債務不履行(契約違反)責任に関する改正

→損害賠償請求権の要件が明確に！

約束どおりの債務が履行されていない  
(遅滞、不可能、不完全)



債権者は債務者に対して損害賠償請求できる  
(原則)

債務不履行の原因が債務者の責任ではないことを債務者が立証



債務者は損害賠償責任を免れる  
(例外)

### ☆契約解除に関する改正

→債務者の帰責性は不要となり、解除の要件が整理

改正前は、債務者の帰責性が要件であると解釈されてきましたが、この要件が不要となり、「解除」は契約による拘束から当事者を開放するための制度として位置づけられました。

・債務不履行の程度が軽微の場合  
・債務不履行の原因が債権者の方にある場合



解除できない

・債務不履行に対して、相当な期間を定めて催告した場合



期間内に履行がなければ解除できる

・債務が履行不可能な場合(※1)  
・債務者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示している場合(※2)  
・債務の一部が履行不可能な場合又は債務者が債務の一部の履行を明確に拒絶している場合であって、残りの債務の履行だけでは契約の目的を果たせない場合  
・契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定期間内に履行がなければ契約の目的を果たせない場合で、債務者が履行をしないでその時期を経過した場合  
・債務不履行に対して、催告をしても契約の目的が果たされる見込みがないことが明らかな場合



催告をせずに直ちに解除できる

※1、※2に関しては、債務の一部が履行不可能な場合、債務者が債務の一部の履行を拒絶している場合には、その契約の一部について、催告をせずに直ちに解除できる

お問い合わせは下記、商工会までご連絡下さい。